

令和6年11月21日

皆 様 へ

## 淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可の取得について（お知らせ）

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

皆様には、日頃より、当センターの淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画にご理解を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、令和6年5月31日付で県へ提出した廃棄物処理法に基づく施設の設置許可申請については、県による審査の結果、令和6年11月18日付で設置許可証が交付されましたので、皆様にお知らせします。

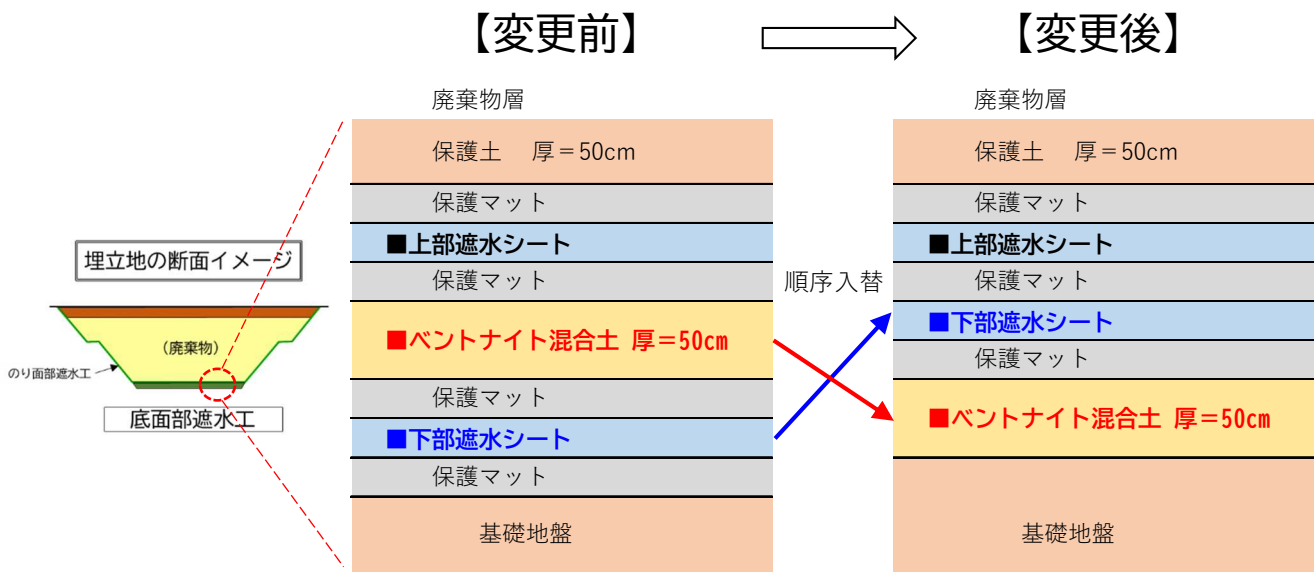
なお、許可申請の審査において、県が設置した産業廃棄物処理施設審査専門委員会（処分場事業計画等について専門的見地に基づいて意見を述べる有識者の方）の指摘を踏まえ、処分場の遮水工の構造を一部変更しておりますことを併せてお知らせします。この変更は、処分場の安全性を理由とするものではなく、建設時の施工性（施工のしやすさやコスト）の改善を図る目的で行うものです。（詳細は次ページをご覧ください。）

今後も、安心・安全な処分場施設の確保に向け、万全を期して取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 埋立地底面部の遮水工の構造に係る変更について

### ◎ 変更点の概要

埋立地の底面部の遮水工について、上下部遮水シートの上にベントナイト混合土を敷設する構造について、県が設置する鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会の指摘を踏まえて見直し、下部遮水シートをベントナイト混合土の上部に敷設する構造に変更しました。



### ※ 審査専門委員会の指摘内容

- ・ベントナイト混合土をシートの上に敷設すると、ベントナイト混合土の締固め施工の際に下部遮水のシートに動的負荷がかかるため、下部遮水シートへの影響を考慮した施工管理が大変ではないか。



### ◎ 審査専門委員の指摘を踏まえて、次のとおり対応しました。

- ・変更前の構造は、遮水工の安全性において問題はありませんが、施工上の改善を図る観点から、下部遮水シートをベントナイト混合土の上部に敷設する構造に変更し、施工性（施工のしやすさやコスト）を改善することとしました。
- ・3重の遮水機能を有する構造や上部遮水シートを対象とした電氣的漏えい検知システムの設置については、変更はありません。